

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から廃止及び再開の届出がありました。

平成17年8月31日

京都市長 梶本頼兼

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	中村整形外科医院	東山区松原通大和太路東入弓矢町48・49合地	平成17年6月30日
居宅療養管理指導	山本医院	西京区大枝北福西町2丁目12番地1	平成17年6月9日
居宅療養管理指導	奈波歯科医院	南区西九条比永城町118番地 東寺ビル1F	平成17年7月14日
福祉用具貸与	(株)レントサービス京都	西京区上桂森下町34番地の1	平成17年6月30日

介護機関再開

サービスの種類	名 称	所 在 地	再開年月日
居宅療養管理指導	奈波歯科医院	南区西九条比永城町120番地	平成17年7月15日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)